

奈良県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
生駒市北新町（〇〇五） （土石流警戒区域）	次の平面図のとおり	生駒市北新町（〇〇五） （土石流特別警戒区域）	次の平面図のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第十三条第一項及び第十四条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
生駒市俵口町（〇〇一） （土石流警戒区域）	次の平面図のとおり	生駒市俵口町（〇〇一） （土石流特別警戒区域）	次の平面図のとおり	
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第十四条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。		奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課

生駒市南田 原町(〇〇 二)土石流 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 二)土石流 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 二)土石流 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
生駒市南田 原町(〇〇 三)土石流 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 三)土石流 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 三)土石流 特別警戒区 域	次の平面図の とおりの	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
生駒市南田 原町(〇〇 四)土石流 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 四)土石流 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 四)土石流 特別警戒区 域	次の平面図の とおりの	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
生駒市南田 原町(〇〇 五)土石流 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 五)土石流 特別警戒区 域	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 五)土石流 特別警戒区 域	次の平面図の とおりの	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
生駒市南田 原町(〇〇 一) 土石流警	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 一) 土石流特	次の平面図 のとおり	生駒市南田 原町(〇〇 一) 土石流特	次の平面図の とおりの	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市
戒区域		別警戒区域				役所事業計 画課

戒区域	生駒市辻町 (〇〇一) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり	別警戒区域	生駒市辻町 (〇〇一) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおりの	役所事業計 画課	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
	生駒市辻町 (〇〇四) 土石流警戒 区域	次の平面図 のとおり		生駒市辻町 (〇〇四) 土石流特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおりの	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。